

大阪広域水道企業団規約の変更（案）について

1. 変更の概要

企業団と7団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務に関する変更を行う。

2. 変更の内容について

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
別表第2（第3条関係） 泉南市、四條畷市、 <u>阪南市</u> 、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	別表第2（第3条関係） 四條畷市、太子町、千早赤阪村

第2条 大阪広域水道企業団規約の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
別表第2（第3条関係） 泉南市、四條畷市、 <u>阪南市</u> 、豊能町、 <u>能勢町</u> 、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村	別表第2（第3条関係） 泉南市、四條畷市、 <u>阪南市</u> 、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成36年4月1日から施行する。